

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(1)国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透</p>	<p>○女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <p>①女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。特に、2003年に国連女子差別撤廃委員会から勧告された間接差別については、雇用の分野について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応するとともに、他の分野についても何が間接差別に当たるかについて検討を行う。</p>	<p>内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○女子差別撤廃条約、同条約実施状況第4回・第5回報告、女子差別撤廃委員会からの最終コメント等のホームページを通じた周知。(内閣府、外務省)</p> <p>○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を作成中。(内閣府、外務省)</p> <p>○女子差別撤廃条約選択議定書の締結の是非について検討。(外務省)</p> <p>○17年12月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、18年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲)</p> <p>○男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、19年4月1日から改正法と共に施行。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲)</p> <p><主な改正点></p> <p>①男女双方に対する差別の禁止、差別的取扱いを禁止する雇用管理ステージの明確化・追加、間接差別の禁止など、性差別禁止の範囲の拡大</p> <p>②妊娠・出産等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止</p> <p>③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化</p> <p>④セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置</p>	<p>○引き続き、女子差別撤廃条約の国内実施を強化。(内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②上記勧告に対する政府としての対応を十分に検討した上で、女子差別撤廃条約第6回政府報告を作成し、同委員会に提出する。</p> <p>③権利侵害を受けたと主張する個人等が女子差別撤廃委員会へ通報することができるという個人通報制度等を定める女子差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について、検討を行う。</p>	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p>	<p>を調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保</p> <p>⑤女性の坑内労働に関する規制の緩和</p> <p>○勧告に対する取組の方向性について男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会(平成16年7月より監視・影響調査専門調査会に引き継がれた)で調査検討を行い、その結果を平成16年7月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について)」として男女共同参画会議で意見決定。また、本意見決定を受け、平成17年には、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、国連女子差別撤廃委員会最終コメントを踏まえた各府省における取組状況について審議を行い、この結果を平成17年7月に専門調査会の提言として取りまとめ。(内閣府)</p> <p>○国連女子差別撤廃委員会による勧告を踏まえ、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を作成中。(内閣府、外務省)</p> <p>○女子差別撤廃条約選択議定書が定める個人通報制度は、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられるが、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、締結の是非について真剣かつ慎重に検討中。</p> <p>具体的には、政府において、自由権規約選択議定書の下で自由権規約委員会に対して行われた個人通報の事例が比較的多いため、右の具体的な通報事例を可能な限り収集し、委員会及び関係国の対応等について研究。(内閣府、外務省、関係府省)</p>	<p>○現在作成中の女子差別撤廃条約第6回政府報告をできるだけ早期に作成し、国連に提出。(内閣府、外務省)</p> <p>○引き続き、女子差別撤廃条約選択議定書の締結について、検討。(内閣府、外務省、関係府省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>④誰もが理解しやすい形で女子差別撤廃条約の周知を図ることにより、国内への一層の浸透を図る。また、児童の権利に関する条約やILO第156号条約等、我が国が締結している男女共同参画の推進に係わる条約についても、その目的が十分達成されるよう、取組の充実、内容の普及・浸透を図る。</p> <p>○未締結の条約に関する検討</p> <p>⑤女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准に向けて積極的な対応を図る。また、国際機関等において検討が進められている女性に関わりの深い国際</p>	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>	<p>○女子差別撤廃条約に関する情報を、外務省及び内閣府ホームページに掲載し、広報を実施。(内閣府、外務省)</p>	<p>○引き続き、女子差別撤廃条約に関する情報をホームページに掲載するなどし、国内への一層の浸透に向け取組。(内閣府、外務省、関係府省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>文書の作成等についてもその動向に十分配慮する。</p> <p>○効果的な広報の推進</p> <p>⑥国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報を進める。特に、政策・方針決定者、法曹関係者、その他国民の幅広い層に対するの広報の方策を工夫しつつ進めるとともに、国際規範・基準の翻訳・普及を積極的に行い、これらに関する理解促進を図る。</p> <p>⑦国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に当たっては、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図る。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p>	<p>○女子差別撤廃条約、世界女性会議、国連婦人の地位委員会等において決定された国際規範・基準に関する情報を、広報誌やホームページに掲載することにより、広報活動を実施。特に、これらの国際規範・基準の和訳をホームページに掲載。(内閣府)</p> <p>○女子差別撤廃条約や国連婦人の地位委員会に関し、広範な国民各界各層との情報及び意見の交換を図るための会を開催。(内閣府)</p>	<p>○引き続き、国際規範・基準に関する情報の広報誌やホームページへの掲載、翻訳・普及により、国際規範・基準の国内への更なる浸透に向け取組。(内閣府)</p> <p>○引き続き、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透にあたりNGOの意見も聞きつつ、積極的に連携。(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(2)地球社会の「平等・開発・平和」への貢献</p>	<p>ア「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進</p> <p>○援助政策における社会的性別の視点の導入強化・「ジェンダー平等」を推進する政策・制度支援</p> <p>①「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階において社会的性別の視点を盛り込むよう努める。また、良い統治、人間の安全保障、軍縮、平和構築、民主化、情報通信技術の格差是正、といった新しい開発課題にもどのように社会的性別の視点を取り込んでいくか検討し、その実現を図る。</p> <p>②「GADイニシアティブ」の評価に当たっては、数値のみ</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>	<p>○ GADイニシアティブ策定以降に策定した防災、保健、水と衛生のイニシアティブの基本方針にジェンダーの視点に配慮することを明記。また、国別援助計画の策定においてもジェンダーの視点に配慮。(外務省)</p> <p>○ GADイニシアティブの考えに基づき、個々の案件に関する評価を行う際、評価5項目(妥当性、効率性、有効性、インパクト、自立発展性)にジェンダー評価項目を</p>	<p>○ 法制度整備支援に関するイニシアティブの策定に向けた検討を開始しているところ、策定にあたっては、ジェンダーの視点にも配慮。また、今後もODAのあらゆる分野における各イニシアティブや国別援助計画等の策定においてもジェンダーの視点に配慮。(外務省)</p> <p>○ ジェンダー視点統合型のプロジェクト評価の試行を継続。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>でなく、質の評価を行うよう努める。</p> <p>③個々の援助案件の実施に当たっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画にも資する援助内容とするように努める。</p> <p>④開発途上国における男女共同参画に関する国内本部機構の整備を支援する。</p> <p>○国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p>	<p>加えたジェンダー視点統合型のプロジェクト評価の試行を開始。(外務省)</p> <p>○ 援助案件の実施に当たっては、男女の参加比率を同じにしたり、男女がともに発言する機会を設ける等、公平性を確保。(外務省)</p> <p>○ 開発途上国のナショナル・マシーナリーの機能強化や、途上国のジェンダー平等及び女性の地位向上に貢献することを目指した人材育成を目的として、JICAが実施している「男女共同参画セミナー」に対し、日本のナショナル・マシーナリーの役割や男女共同参画施策に関する講義・討論実施等の積極的な協力を実施(平成18年度は参加10か国・10名、平成19年度は参加7か国8名)。(内閣府、外務省)</p> <p>○ 開発途上国における国内本部機構の体制整備支援を含む協力事業をカンボジア、アフガニスタン、モーリタニア、ナイジェリアにおいて実施。(外務省)</p>	<p>○ GADイニシアティブの趣旨に沿った案件の実施。(外務省)</p> <p>○ 引き続き、JICA等の実施する事業に対し、講義・討論実施等での協力。(内閣府、外務省)</p> <p>○ 開発途上国のニーズに配慮しつつ、国内本部機構の整備支援を含む協力事業の発掘。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																
	<p>⑤国連開発計画(UNDP)日本WID基金の統合先のパートナーシップ基金において男女格差の是正と女性のエンパワーメントを促進する案件に資金が重点的に配分されるように努める。また、人間の安全保障基金等を通じた国連婦人開発基金(UNIFEM)への支援を推進する。</p>	<p>外務省、 関係府省</p>	<p>国連機関・基金への拠出 (単位:百万円)</p> <p>国連機関・基金への拠出(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UNDP/パートナーシップ基金 (WID/ジェンダー部分含む)</td> <td>315.7</td> <td>294.8</td> <td>255.7</td> </tr> <tr> <td>UNIFEM拠出金</td> <td>85.3</td> <td>78.4</td> <td>77.9</td> </tr> <tr> <td>人間の安全保障基金 (UNIFEM支援分)</td> <td>244.1</td> <td>127.1</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注:平成19年度が終了するまで不明)</p>		平成17年度	平成18年度	平成19年度	UNDP/パートナーシップ基金 (WID/ジェンダー部分含む)	315.7	294.8	255.7	UNIFEM拠出金	85.3	78.4	77.9	人間の安全保障基金 (UNIFEM支援分)	244.1	127.1	↑	<p>○引き続き、UNDPパートナーシップ基金や人間の安全保障基金等、国連機関・基金を通じた支援を推進。(外務省)</p>
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																	
UNDP/パートナーシップ基金 (WID/ジェンダー部分含む)	315.7	294.8	255.7																	
UNIFEM拠出金	85.3	78.4	77.9																	
人間の安全保障基金 (UNIFEM支援分)	244.1	127.1	↑																	
	<p>⑥「ジェンダー平等」に資する援助案件の発掘及び実施に当たっては、開発途上国が互いの優れた開発経験や技術を学習し、共有することによって、開発を効果的に進めるための形態である「南南協力」も活用する。このため、開発途上国における専門家・研究機関・NGO等の知見も活用して、研修、人材交流、調査研究、その他援助関連事業を推進する。</p>	<p>外務省、 関係府省</p>	<p>○「南南協力」を活用したジェンダー平等に資する援助案件の実施を積極的に推進。(外務省)</p> <p>○タイ「農村生活向上における女性の役割」に関する第3国研修。(外務省)</p> <p>○ヨルダン「ジェンダーとリプロダクティブヘルス」に関する第3国研修。(外務省)</p> <p>○アフガニスタン(同国で実施しているジェンダー平等のための協力の一環として、国内本部機構の職員グループをイランに派遣し、イランにおける取り組みを視察)。(外務省)</p>	<p>○引き続き「南南協力」を活用したジェンダー平等に資する支援を推進。(外務省)</p>																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>を一層推進する。</p> <p>⑦開発途上国政府における「ジェンダー統計」の整備・提供とこのための体制づくりを支援する。具体的には、政府としてこれら開発途上国の政府統計機関、国内本部機構、実際の統計使用者、関連する国際機関等との連携をより強化する。</p> <p>○組織の能力向上及び体制整備</p> <p>⑧ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等の間の連携を一層促進する。</p> <p>⑨在外公館の「ODAジェンダー担当官」並びに独立行政</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>	<p>○ 開発途上国の国内本部機構及び主要省庁の組織的能力の向上のため、ジェンダー情報・統計分野の専門家を派遣する等の協力を実施。(外務省) (例:カンボジア「ジェンダー政策立案・制度強化支援計画プロジェクト」)。</p> <p>○ 本邦で実施している研修「男女共同参画推進セミナー」のカリキュラムにジェンダー統計を取り入れた。(外務省)</p> <p>○ ジェンダーに関する検討委員会(JICA主催)に外務省、JBICもオブザーバーとして参加し情報の共有、連携の促進。(外務省)</p> <p>○ 「ODAジェンダー担当官」を91公館に配置し、ジェンダー問題に取り組む現地関係者やJICAとのネットワーク構築、ジェンダー問題に対する意識の向上等を実</p>	<p>○ 引き続き開発途上国のニーズに配慮しつつ、ジェンダー統計とその体制づくりを支援。(外務省)</p> <p>○ 各府省庁及び各開発援助機関における男女共同参画部署との情報の共有及び連携の促進。(外務省)</p> <p>○ 在外公館やJICA等現地事務所のジェンダー担当官を通じ、事例収集及び各取り組みへのフィードバックを強化しつつ、引き続き、現地におけるジェンダー主流化に</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>法人国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）の在外事務所において、社会的性別の問題に関する情報を共有するとともに、この問題に取り組む現地関係者（女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等）との情報交換をより活発に行い、ODAにおける「ジェンダー主流化」のための現地体制を整備する。</p> <p>⑩国際協力に携わる者のGADに関する認識向上を促進するため、援助関連機関職員及び援助関係者に対し研修を実施する。研修の内容は国内外における議論も踏まえつつ改善する。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<p>施。（外務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを利用して、現地ODAタスクフォースからの分野別政策（ジェンダーを含む）に関する疑問に対して回答を行う、分野別オンライン・サポートを平成19年度より実施。（外務省） ○ JICA在外事務所にも原則2名（男性1名、女性1名）をジェンダー担当者に指名し、当該国のJICA事業におけるジェンダー主流化を推進するとともに、本部ジェンダー平等推進チームとの連携を強化するため、地域別にジェンダー担当者会議を開催（18年度は、中央アジアを除くアジア地域、19年度は中央アジアを除くアジア地域、アメリカ地域、中東地域）。（外務省） ○ JBICでは、ジェンダー主流化に向けた円借款事業事例調査を実施し、案件形成中、実施中、維持管理の各段階における、本部及び在外事務所でのジェンダー配慮実施体制を改善。（外務省） ○ JICA専門家派遣前研修や青年海外協力隊の派遣前研修等には「ジェンダーと開発」にかかる講義を実施。平成18年2月、従来あまりジェンダー視点の組み込みが十分でなかった開発セクターとジェンダーとの関係を明確にするため、エネルギーとジェンダーをテーマに実務者・コンサルタント向け研修、セミナーを実施。（外務省） ○ 平成18年5月、JICA・JBIC双方の職員向けジェンダー配慮研修を実施。ジェンダー主流化の現状及び課題についての議論及び統合を見据えた効果的な社会配慮 	<p>努める。（外務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施中の「分野別オンラインサポート」サービスを引き続き実施。（外務省） ○ ODAにおけるジェンダー主流化の取組のための手引を作成し、国内外にて共有を予定。 ○ 引き続き職員及び援助関係者等を対象とした研修、セミナーを実施。（外務省） ○ ODAにおけるジェンダー主流化の取組のための手引を作成し、在外公館をはじめ国内外にて共有を予定。又、この手引作成後には研修等セミナーを実施予定。（外務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○ODA政策の広報の推進</p> <p>⑪国連婦人の地位委員会(CSW)、経済協力開発機構／開発援助委員会(OECD/DAC)等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に説明する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策や取組の状況についてわかりやすい広報を行う。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<p>の実践等を議論。(外務省)</p> <p>○平成18年6月、援助対象国(ケニア、パキスタン、タイ)と東京との間でテレビ会議設備を活用した遠隔セミナーを実施。在外からは、現地ODAタスクフォース(外務省、JICA、JETRO)及びナショナルスタッフ、東京からは、外務省、JICA、ジェンダー開発専門家等が参加。(外務省)</p> <p>○平成18年6月、平成19年6月にOECD/DACジェンダー平等ネットワーク会合に参加し、開発援助におけるジェンダーの取組について他ドナー、援助機関と知見を共有。(外務省)</p> <p>○平成18年8月、平成19年8月にUNDPとの共催にて、ジェンダーに関するシンポジウムを開催し、その中で我が国のODA政策について説明。(外務省)</p> <p>○平成18年度に「ODAにおけるジェンダー主流化」パンフレットを作成し、会議、シンポジウムの等の場で配布。(外務省)</p> <p>○ODA出前講座等の機会を捉え、一般市民、大学、NGO等を対象に広報を実施。(外務省)</p> <p>○男女共同参画への取組を含め外務省ホームページ内の分野別開発政策のページを通じて、具体的取組、実績等を広報。(外務省)</p>	<p>○OECD/DACジェンダー平等ネットワーク会合を通じ、他ドナー、援助機関との情報共有及び連携を推進。(外務省)</p> <p>○引き続きシンポジウム、セミナー等を通じた我が国の取組の広報強化の推進。(外務省)</p> <p>○「ジェンダー主流化手引」を作成し、在外公館をはじめ各種援助機関等国内外に広報予定。(外務省)</p> <p>○男女共同参加セミナー(内閣府・JICA主催)等の機会に各国ジェンダー担当者に広報を実施。</p> <p>○外務省ホームページ内の分野別開発政策ホームページのさらなる充実を図るとともに、新たに平成19年11月に開設した同ページの英語版を活用する等、国内外への広報を推進予定。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p data-bbox="374 644 577 699">イ 国連の諸活動への協力</p> <p data-bbox="374 735 589 1185">⑫第4回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす国連婦人の地位委員会及び女子差別撤廃委員会への積極的な参加又は貢献を行う。また、今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。</p> <p data-bbox="374 1289 577 1343">ウ 女性の平和への貢献</p>	<p data-bbox="609 735 716 790">外務省、関係府省</p>	<p data-bbox="734 277 1375 395">○ JICAは、ホームページ及びナレッジサイトにて、ジェンダー配慮に係る取組事例を紹介。又、マンスリーJICA(JICAの月刊広報誌)の12月号にてジェンダー特集を掲載。(外務省)</p> <p data-bbox="734 459 1375 545">○ 平成19年12月、内閣府男女共同参画局、NWECCとの共催にて、国際シンポジウム『途上国の男女共同参画推進における課題と展望』を開催。(外務省)</p> <p data-bbox="734 555 1375 609">○ JBICは年次報告書等各種刊行物にて、ジェンダー配慮に係る取り組み事例を紹介。(外務省)</p> <p data-bbox="734 735 1375 885">○ 国連婦人の地位委員会への積極的な参加 我が国は、国連加盟後の昭和32年5月委員国に初当選し、昭和33年以降は、昭和40年、昭和51年を除き委員国を務め、女性の政府代表を派遣し積極的に同委員会の活動に参加。(外務省)</p> <p data-bbox="734 1013 1375 1193">○ 平成19年2月22日～23日にベルリンで独が世銀、OECD/DAC、英、ノルウェー、デンマークと共催した「スマートエコノミクスとしての女性の経済的エンパワメント」ハイレベル会合に広瀬晴子駐モロッコ大使が参加し、我が国のジェンダー分野における国際協力の取組み等(平成18年度)について説明。(外務省)</p>	<p data-bbox="1393 735 2029 790">○ 引き続き、国連婦人の地位委員会及び女子差別撤廃委員会への積極的な参加・貢献の実施。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑬ 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進する。また、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の1325号決議(2000年採択)の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紛争の防止・解決そして平和の維持等、平和構築に関するあらゆる場面における女性の参画の重要性は安保理決議1325号に謳われているところであり、我が国も右決議を強く支持。(外務省) ○ 平成18年10月26日、我が国は議長国として「安保理決議1325「女性・平和・安全」公開討論」のテーマを「平和の定着における女性の役割」に設定、コンセプト・ペーパーの作成や「議長声明」を発表するなど、公開討論を積極的に主導。(外務省) ○ 平成18年8月外務省主催の「平和構築を担う人材とは・アジアにおける平和構築分野の人材育成に関するセミナー」において、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を立ち上げることを外務大臣より発表するとともに、平和構築分野における女性の更なる活躍の促進について言及。平和構築を担う人材育成に際しては、同分野における女性の役割が十分に認識されるよう留意しており、平成19年9月から開始された同事業において、日本人研修員は、公平な審査により92名の応募者の中から15名が選考されたが、そのうちの13名を女性が占めた。(外務省) ○ 9月15日より開始された国内研修においては、ジェンダーの視点からの平和構築支援も研修できるよう、人口やジェンダーを担当するUNFPA(国連人口基金)東京事務所長による講座を設置。(外務省) ○ 我が国は平成19年6月より国連平和構築委員会の議長国を務めていることから、同委員会において平和構築プロセスにおける女性の役割について議論がなされる場合には、引き続き積極的に参加。(外務省) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、平和構築分野の人材育成事業の中で、ジェンダーを扱う講座を実施することを検討。(外務省) ○ 平成19年12月ないし平成20年1月に開催予定の国連平和構築委員会に関するシンポジウムにおいても、可能な範囲内で平和構築プロセスにおける女性の役割についても触れることを目指し、同問題の啓発の機会となるよう努力。(外務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑭紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることに留意し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。</p> <p>エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安保理決議1325号に係る具体的な成果としては、平和構築委員会国別会合において、ブルンジを対象とする同会合で作成された戦略枠組み（PBC/1/BDI/4）において、決議1325号が引用され、ジェンダーの視点を重視した支援策等が盛り込まれた点が挙げられる。（外務省） ○ ジェンダーに配慮した平和の構築及び復興に向けた二国間支援（例：アフガニスタン、カンボジア）及び国際機関を通じた支援を実施。（外務省） ○ 平成18年10月のUNHCR執行委員会において「危機に晒された女性」という結論を採択。（外務省） ○ 平成19年度ユニセフ拠出金の一部（約34万ドル）を東ティモールにおける児童の社会福祉の増進を目的とした「新国家における子供のための平和構築」事業にイヤーマーク。（外務省） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年1月24日に開催予定の国連平和構築委員会に関するシンポジウムにおいても、可能な範囲内で平和構築プロセスにおける女性の役割についても触れることを目指し、同問題の啓発の機会となるよう努力。（外務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑮ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議の日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。</p> <p>オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</p>	<p>外務省</p>	<p>○ ODA評価有識者会議のメンバー構成は、ジェンダーバランスへ配慮。(外務省) (9名中4名が女性の委員)</p>	<p>○ 引き続きODA有識者会議のメンバー構成については、ジェンダーバランスに配慮。(外務省)</p>
	<p>⑯男女共同参画に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける男女共同参画関係情報</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<p>○ 男女共同参画に関する国際交流として以下を実施。 -日本(2006年)、インド(2007年)において開催された東アジア男女共同参画担当大臣会合への参加(内閣府) -ノルウェー(2006年)、ニュージーランド、スウェーデン(以上2007年)との男女共同参画ジョイントシンポジウム等の実施(内閣府) -APECジェンダー統合(女性問題担当組織ネットワーク会合(GFPN)、女性指導者ネットワーク会合(WLN))への継続的な参加(内閣府) -欧州評議会男女平等運営委員会(CDEG)への継続的な出席(内閣府) -男女共同参画関連英文広報誌の定期発行・国内外への配信(内閣府) -各国国内本部機構との情報交換(内閣府)</p>	<p>○ OECD、DAC、GENDERNET会合等を通じた国際的ネットワークへの参加により、今後も男女共同参画に関する国際協力事業の推進。(関係府省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																
	<p>ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、男女共同参画に関する国際協力事業の一層の推進に努める。</p> <p>カ NGOとの連携・協力推進</p> <p>⑰NGOの政府代表団への参加を継続する等、政府とNGOとの連携・協力を推進する。</p>	外務省	<p>○ 国連婦人の地位委員会に我が国政府代表団の一員として、平成17年以降、毎年女性NGOが参加。(平成17年3名、平成18年1名、平成19年1名)(外務省)</p> <p>○ 日本NGO連携無償資金協力審査の際にジェンダー配慮を確認。(外務省)</p> <p>○ NGOを通じたジェンダー/WID(途上国の女性支援)関連事業の実績(外務省)</p> <table border="1" data-bbox="763 1102 1386 1374"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NGO事業補助金(注1) (金額) (単位:百万円)</td> <td>25</td> <td>19</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>(件)</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>日本NGO連携無償(注2) (金額)</td> <td>1038</td> <td>1197</td> <td>1026</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	NGO事業補助金(注1) (金額) (単位:百万円)	25	19	28	(件)	12	9	10	日本NGO連携無償(注2) (金額)	1038	1197	1026	○ 今後も継続。(外務省)
	16年度	17年度	18年度																	
NGO事業補助金(注1) (金額) (単位:百万円)	25	19	28																	
(件)	12	9	10																	
日本NGO連携無償(注2) (金額)	1038	1197	1026																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			<p style="text-align: center;">72 67 52</p> <p>(件)</p> <p>(注)</p> <p>1. NGO事業補助金は、日本のNGOが実施する開発協力事業を支援する主要なスキームとして役割を果たしてきたが、直接的な事業支援については平成15年度をもって終了した。これに代わり、NGO連携無償資金協力が日本のNGOの事業支援のスキームとなっている。</p> <p>2. 平成16年度以降、すべての案件についてジェンダー配慮の有無を申請書審査の際に確認。</p>	